

危険物規制審査基準

令和7年3月25日

金沢市消防局

目 次

第1章	製造所等の意義
第2章	法別表第1に関する基準
第3章	製造所の基準(危政令第9条)
第4章	屋内貯蔵所の基準(危政令第10条)
第5章	屋外タンク貯蔵所の基準(危政令第11条)
第6章	屋内タンク貯蔵所の基準(危政令第12条)
第7章	地下タンク貯蔵所の基準(危政令第13条)
第8章	簡易タンク貯蔵所の基準(危政令第14条)
第9章	移動タンク貯蔵所の基準(危政令第15条)
第10章	屋外貯蔵所の基準(危政令第16条)
第11章	給油取扱所の基準(危政令第17条)
第12章	販売取扱所の基準(危政令第18条)
第13章	一般取扱所の基準(危政令第19条)
第14章	消火設備の基準(危政令第20条)
第15章	警報設備の基準(危政令第21条)
第15章の2	避難設備の基準(危政令第21条の2)
第16章	仮使用承認に関する基準
第17章	仮貯蔵及び仮取扱いの承認に関する基準
第18章	予防規程認可に関する基準
第19章	休止中の地下貯蔵タンク等の漏れの点検期間延長に関する基準

別記1	換気設備及び可燃性蒸気等の排出設備の設置基準
別記2	電気設備の基準
別記3	製造所等の配管に係る基準
別記4	配管の付属範囲の例
別記4の2	隔壁等を貫通する配管等の基準
別記5	屋外貯蔵タンクの耐震及び耐風圧構造に係る計算例
別記5の2	アスファルトサンド及び雨水浸入防止措置に関する基準
別記6	防油堤の細部審査基準
別記7	地下貯蔵タンクの浮力計算例
別記8	石油コンビナートの防災アセスメント指針(抄)
別記9	不活性ガス消火設備の技術上に関する基準
別記9の2	ハロゲン化物消火設備の技術上に関する基準
別記9の3	泡消火設備の技術上に関する基準
別記9の4	予備動力源の基準

資料 建築基準法の用途地域と危険物施設の関係

第1 給油取扱所の定義、区分等

- 1 給油取扱所の定義【危政令第3条第1号関係】・・・11-1
- 2 形態別の規制区分【危政令第17条第3項～同条第5項関係】・・・11-2
- 3 屋外又は屋内の判定【危省令第25条の6関係】・・・11-5

第2 給油取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準

- 1 屋外営業用給油取扱所【危政令第17条第1項】・・・11-8
 - (1) 第2号関係[給油空地等 (1)～(2)]・・・11-8
 - (2) 第3号関係[注油空地 (3)]・・・11-14
 - (3) 第4号関係[空地の舗装 (4)]・・・11-15
 - (4) 第5号関係[可燃性蒸気、漏れた危険物の滞留防止措置等 (5)～(6)]・・・11-15
 - (5) 第6号関係[標識及び掲示板 (7)]・・・11-17
 - (6) 第7号関係[専用タンク及び廃油タンク等 (8)]・・・11-18
 - (7) 第8号関係[専用タンクの構造等 (9)]・・・11-18
 - (8) 第9号関係[固定給油設備等への配管 (10)]・・・11-19
 - (9) 第10号、第14号関係[固定給油設備等の構造等 (11)]・・・11-20
 - (10) 第11号関係[固定給油設備等の表示 (12)]・・・11-21
 - (11) 第12号関係[固定給油設備の位置 (13)]・・・11-21
 - (12) 第13号関係[固定注油設備の位置 (14)]・・・11-22
 - (13) 第15号関係[懸垂式固定給油設備等の緊急停止装置 (15)]・・・11-22
 - (14) 第16号関係[建築物の用途制限等 (16)]・・・11-23
 - (15) 第17号、第18号関係[建築物の構造等 (17)]・・・11-24
 - (16) 第19号関係[防火塀 (18)]・・・11-28
 - (17) 第20号関係[ポンプ室等 (19)]・・・11-34
 - (18) 第21号関係[電気設備 (20)]・・・11-35
 - (19) 第22号関係[附置設備 (21)]・・・11-39
 - (20) 第23号関係[その他の設備 (22)]・・・11-42
- 2 屋内営業用給油取扱所【危政令第17条第2項】・・・11-45
 - (1) 第1号関係[建築物の構造、用途制限 (1)]・・・11-45
 - (2) 第3号関係[屋内に設ける通気管 (2)]・・・11-45
 - (3) 第4号関係[過剰注入防止設備 (3)]・・・11-46
 - (4) 第5号関係[他用途との区画 (4)]・・・11-47
 - (5) 第6号関係[所有者等の住居等との区画 (5)]・・・11-47
 - (6) 第7号、第7号の2関係[窓及び出入口 (6)]・・・11-47
 - (7) 第8号関係[可燃性蒸気流入防止構造 (7)]・・・11-47
 - (8) 第9号関係[二方開放屋内給油取扱所 (8)]・・・11-47
 - (9) 第9号ただし書関係[一方開放屋内給油取扱所 (9)]・・・11-51
 - (10) 第10号関係[可燃性蒸気の滞留するおそれのある穴、くぼみ等 (10)]・・・11-54
 - (11) 第11号関係[上部に上階を有する屋内給油取扱所 (11)]・・・11-54

3	圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所【危政令第 17 条第 3 項第 4 号関係】	11-58
4	圧縮水素充てん設備設置給油取扱所【危政令第 17 条第 3 項第 5 号関係】	11-59
5	自家用給油取扱所【危政令第 17 条第 3 項第 6 号関係関係】	11-59
6	メタノール若しくはエタノール又はこれらを含有するものを取り扱う給油取扱所 【危政令第 17 条第 4 項関係】	11-62
7	顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所【危政令第 17 条第 5 項関係】	11-62
8	E T B E 含有ガソリンを取り扱う給油取扱所	11-63
9	呼び出しに応じて給油等を行う給油取扱所	11-63
第 3	貯蔵及び取扱いの基準	
1	危険物の最大取扱数量【危政令第 24 条第 1 号関係】	11-64
2	貯蔵及び取扱いの基準【危政令第 27 条第 6 項第 1 号及び第 1 号の 3 関係】	11-64

◎ 用語の凡例

- 法・・・消防法(昭和23年法律第186号)
- 危政令・・・危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)
- 危省令・・・危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号)
- 危告示・・・危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示
(昭和49年自治省告示第99号)
- 危告不・・・製造所等の不活性ガス消火設備の技術上の基準の細目を定める告示
(平成23年総務省告示第557号)
- 危告ハ・・・製造所等のハロゲン化物消火設備の技術上の基準の細目を定める告示
(平成23年総務省告示第558号)
- 危告泡・・・製造所等の泡消火設備の技術上の基準の細目を定める告示
(平成23年総務省告示第559号)
- 施行令・・・消防法施行令(昭和36年政令第37号)
- 施行規則・・・消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)
- 建基法・・・建築基準法(昭和25年法律第201号)
- 建基令・・・建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)
- J I S・・・日本産業規格(産業標準化法(昭和24年法律第185号)第20条第1項の日本産業規格をいう。)
- 製造所等・・・法第10条第1項に規定する製造所、貯蔵所又は取扱所をいう。
- 障壁・・・危政令第10条第3項第4号の「厚さ70ミリメートル以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有する構造」の壁をいう。

◎ 参考とした運用通知の凡例

